

静岡県産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針

改正前	改正後
<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 用語の定義 (略)</p> <p>(13) 低濃度PCB廃棄物 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項に掲げる産業廃棄物をいう。(微量PCB汚染廃電気機器等と低濃度PCB含有廃棄物を合わせたもの)</p> <p>(略)</p> <p><b>【追加】</b></p> <p>3 行政指導指針 (略)</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を証明する書類(様式第1号)。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート(様式第3号)。</p> <p>エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類(様式第4号)。</p> <p>オ 積替え保管を行う場合は、その具体的</p>	<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 用語の定義 (略)</p> <p>(13) 低濃度PCB廃棄物 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項に掲げる産業廃棄物をいう(微量PCB汚染廃電気機器等と低濃度PCB含有廃棄物を合わせたもの)。</p> <p>(略)</p> <p>(16) 水銀廃棄物ガイドライン 水銀廃棄物ガイドライン(平成31年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)をいう。</p> <p>3 行政指導指針 (略)</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を証明する書類(様式第1号)。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート(様式第3号)。</p> <p>エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類(様式第4号)。</p> <p>オ 積替え保管を行う場合は、その具体的</p>

な計画を記載した事業概要書（様式第5号）及び積替え保管を行う旨を排出事業者が承知する書類。

(略)

カ 積替え保管を行う場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し（公図には産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること）及び積替え保管の管理体制を示す書類

キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、応急措置設備・器具リスト（様式第6号）、緊急時対応マニュアル（様式第7号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿（様式第8号）。またその業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し。また、低濃度PCB廃棄物の積替え保管を行う場合にあつては、当該積替え保管場所を管理する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類。

【追加】

な計画を記載した事業概要書（様式第5号）及び積替え保管を行う旨を排出事業者が承知する書類

(略)

カ 積替え保管を行う場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し（公図には産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること。）及び積替え保管の管理体制を示す書類

キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、応急措置設備・器具リスト（様式第6号）、緊急時対応マニュアル（様式第7号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿（様式第8号）。また、その業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し。また、低濃度PCB廃棄物の積替え保管を行う場合にあつては、当該積替え保管場所を管理する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類

ク 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、水銀廃棄物ガイドラインを参考に破損防止の措置を行い、その措置の状況がわかる書類として、運搬容器等の写真。また、水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合にあつては、他のものと混合しないよう仕切り

ク 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の写し。（なお、検査項目は別紙1分析項目一覧によるものとする。）

ケ 予定運搬先の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処分業者の許可証等の写し。

コ 収集先又は運搬先の所在地が静岡市域以外の場合は、その区域を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証等の写し。

サ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている当市許可証の写し。

シ 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の運搬に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し。

ス 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し。

セ 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを証する書類。

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各

を設ける等必要な措置を講じ、その状況がわかる書類として、保管施設及び保管容器の写真

ケ 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の写し。（なお、検査項目は別紙1分析項目一覧によるものとする。）

コ 予定運搬先の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処分業者の許可証等の写し。

サ 収集先又は運搬先の所在地が静岡市域以外の場合は、その区域を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証等の写し。

シ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている当市許可証の写し。

ス 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の運搬に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し。

セ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し。

ソ 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを証する書類。

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各

事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書。

(イ) 申請者が個人の場合で、資産調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 様式第41号）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書。

- (4) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る変更（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
- ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変更前後の役員及び出資者等の一覧表。
- イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）。
- ウ 車両を変更する場合は、変更前後の全ての車両の一覧表。
- エ 事業の用に供する施設等の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類（積替え保管施設の変更の場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し。（公図には変更前後の産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること））
- オ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類（様式第2号）。
- カ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届出を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類（様式第4号）。
- キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者の変更並びに収集運搬業に係る事業の範囲等の一部廃止の場合には、現在交付さ

事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書

(イ) 申請者が個人の場合で、資産に関する調書（省令様式第6号の2第9面）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書

- (4) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る変更（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
- ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変更前後の役員及び出資者等の一覧表
- イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 車両を変更する場合は、変更前後の全ての車両の一覧表
- エ 事業の用に供する施設等の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類（積替え保管施設の変更の場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し（公図には変更前後の産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること。））
- オ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類（様式第2号）
- カ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届出を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類（様式第4号）
- キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者の変更並びに収集運搬業に係る事業の範囲等の一部廃止の場合には、現在交付さ

れている本市許可証の写し。

(5) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を証明する書類 (様式第1号)。

(略)

ウ 条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の 写し。

エ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート (様式第3号)。

オ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類 (様式第4号)。

カ 事業の用に供する土地の公図の 写し。  
(公図には産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処分業の用に供する施設の位置を 図示すること)。

キ 事業の用に供する施設（重機を 含む）の 写真等。

ク 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の 写し。（なお、検査項目は別紙1分析項目一

れている本市許可証の写し

(5) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を証明する書類 (様式第1号)

(略)

ウ 条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項 又は規則第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の 写し

エ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート (様式第3号)

オ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類 (様式第4号)

カ 事業の用に供する土地の公図の 写し  
(公図には産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処分業の用に供する施設の位置を 図示すること。)

キ 事業の用に供する施設（重機を 含む。）の 写真等

ク 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の 写し  
(なお、検査項目は別紙1分析項目一覧

覧によるものとする。)

ケ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている当市許可証の写し。

コ 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の処分に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し。

サ 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し。

シ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類。

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書。また、直前の事業年度が債務超過の場合には、中小企業診断士の診断書等。

(イ) 申請者が個人の場合で、資産調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第41号）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等。

(6) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る変更（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合、変更前後の役員及び出資者等の一覧表。

によるものとする。)

ケ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている当市許可証の写し。

コ 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の処分に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し。

サ 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し。

シ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類。

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書。また、直前の事業年度が債務超過の場合には、中小企業診断士の診断書等。

(イ) 申請者が個人の場合で、資産に関する調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第40号）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等。

(6) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る変更（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合、変更前後の役員及び出資者等の一覧表。

<p>イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)。</p> <p>ウ 事業の用に供する施設等の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類及び当該変更に係る施設(重機を含む)の 写真等。 (産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処 分業の用に供する施設の位置等の変更の 場合は、当該施設に係る土地の公図の写 し。(公図には変更前後の施設の位置を図 示すること))</p> <p>エ 使用人に該当する者がいる場合は、そ の使用人の権限を証する書類(様式第2 号)。</p> <p>オ 条例第20条第1項の規定による事前手 続を行った場合は、条例第23条第4項に 規定する産業廃棄物処理施設設置等事前 手続完了通知書の写し。</p> <p>カ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄 物処分業の変更届出を同時に行い、共通 する添付書類を省略する場合は、その理 由を記載した書類(様式第4号)。</p> <p>キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者 の変更並びに処分業に係る事業の範囲等 の一部廃止の場合には、現在交付されて いる当市許可証の写し。</p> <p>(7) 産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を 行う事業者は、法で規定されているもの のほか、次に掲げる書類を添付すること。 ア 産業廃棄物処理施設の概要を記載した 書類(最終処分場の場合は様式第9号、そ の他の施設の場合は様式第10号)。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 条例第23条第4項に規定する産業廃棄</p>	<p>イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)。</p> <p>ウ 事業の用に供する施設等の変更につい ては、当該変更前後の内容が分かる書類 及び当該変更に係る施設(重機を含む) の写真等(産業廃棄物保管施設及び産業 廃棄物処分業の用に供する施設の位置等 の変更の場合は、当該施設に係る土地の 公図の写し(公図には変更前後の施設の 位置を図示すること。))</p> <p>エ 使用人に該当する者がいる場合は、そ の使用人の権限を証する書類(様式第2 号)。</p> <p>オ 条例第20条第1項の規定による事前手 続を行った場合は、条例第23条第4項又 は規則第29条第4項に規定する産業廃棄 物処理施設設置等事前手続完了通知書の 写し</p> <p>カ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄 物処分業の変更届出を同時に行い、共通 する添付書類を省略する場合は、その理 由を記載した書類(様式第4号)</p> <p>キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者 の変更並びに処分業に係る事業の範囲等 の一部廃止の場合には、現在交付されて いる当市許可証の写し</p> <p>(7) 産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を 行う事業者は、法で規定されているもの のほか、次に掲げる書類を添付すること。 ア 産業廃棄物処理施設の概要を記載した 書類(最終処分場の場合は様式第9号、そ の他の施設の場合は様式第10号)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 条例第23条第4項又は規則第29条第4</p>
---	--

物処理施設設置等事前手続完了通知書の  
写し。

エ 他法令関係の許認可証の写し（手続き  
中の場合は、その旨を記載した書類）。ま  
た他法令による規制をまとめた規制状況  
一覧表。

オ 変更許可申請の場合には、現在交付さ  
れている当市産業廃棄物処理施設設置許  
可証の写し。

カ 産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処  
理施設に供する土地の公図の写し及び登  
記事項証明書。また当該土地の所有権又  
は使用権を有することを証する書類。（公  
図には産業廃棄物処理施設の位置を図示  
し、最終処分場の場合は、さらに隣接地の  
地目、地番及び所有者名を記載すること）

キ 産業廃棄物処理施設の所有権又は使用  
権を有することを証する書類。

ク 事務所及び事業所並びに処理前後の産  
業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処理施  
設等を記載した施設配置図。（最終処分場  
の場合は、さらに進入路、管理棟、覆土用  
土砂置き場等を記載すること）

ケ 平面図、立面図、断面図等施設の詳細が  
分かる構造図。また廃棄物処理前後の産  
業廃棄物保管施設の詳細図及び保管量の  
計算書。（最終処分場の場合は、埋立地の  
位置及び廃棄物層と覆土層を色分けして  
図示し、保有水等集排水設備、立札、門扉  
等施設を明示すること）

コ 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管  
理を的確に、かつ、継続して行うに足る  
経理的基礎を有することを証する書類。

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各

項に規定する産業廃棄物処理施設設置等  
事前手続完了通知書の写し

エ 他法令関係の許認可証の写し（手続き  
中の場合は、その旨を記載した書類）。ま  
た、他法令による規制をまとめた規制状  
況一覧表

オ 変更許可申請の場合には、現在交付さ  
れている当市産業廃棄物処理施設設置許  
可証の写し

カ 産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処  
理施設に供する土地の公図の写し及び登  
記事項証明書。また、当該土地の所有権又  
は使用権を有することを証する書類（公  
図には産業廃棄物処理施設の位置を図示  
し、最終処分場の場合は、さらに隣接地の  
地目、地番及び所有者名を記載するこ  
と。）

キ 産業廃棄物処理施設の所有権又は使用  
権を有することを証する書類

ク 事務所及び事業所並びに処理前後の産  
業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処理施  
設等を記載した施設配置図（最終処分場  
の場合は、さらに進入路、管理棟、覆土用  
土砂置き場等を記載すること。）

ケ 平面図、立面図、断面図等施設の詳細が  
分かる構造図。また、廃棄物処理前後の産  
業廃棄物保管施設の詳細図及び保管量の  
計算書（最終処分場の場合は、埋立地の位  
置及び廃棄物層と覆土層を色分けして図  
示し、保有水等集排水設備、立札、門扉等  
施設を明示すること。）

コ 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管  
理を的確に、かつ、継続して行うに足る  
経理的基礎を有することを証する書類

(ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各



事業年度の当期純利益がすべて損失と  
なっているときは、その損失の原因と  
今後の経営改善に関する計画書。また、  
直前の事業年度が債務超過の場合に  
は、中小企業診断士の診断書等。

(イ) 申請者が個人の場合で、資産調書（静  
岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規  
則 様式第41号）において、負債額が資  
産額に比べて大きいときは、借入金の  
返済計画や今後の経営改善に関する計  
画書及び中小企業診断士の診断書等。

(8) 産業廃棄物処理施設設置許可等に係る軽  
微な変更等（廃止）の届出を行う事業者は、  
法で規定されているもののほか、次に掲げ  
る書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変  
更前後の役員及び出資者等の一覧表。

イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書  
(履歴事項全部証明書)。

ウ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の  
設置に関する計画の変更については、当  
該変更前後の内容が分かる書類。

エ 使用人に該当する者がいる場合は、そ  
の使用人の権限を証する書類 (様式第2  
号)。

オ 現在交付されている当市産業廃棄物処  
理施設設置許可証の写し。

(略)

様式第1号（3（3）ア関係）

(略)

様式第2号

事業年度の当期純利益がすべて損失と  
なっているときは、その損失の原因と  
今後の経営改善に関する計画書。また、  
直前の事業年度が債務超過の場合に  
は、中小企業診断士の診断書等

(イ) 申請者が個人の場合で、資産に関する  
調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に  
関する規則様式第40号）において、負債  
額が資産額に比べて大きいときは、借  
入金の返済計画や今後の経営改善に関  
する計画書及び中小企業診断士の診断  
書等

(8) 産業廃棄物処理施設設置許可等に係る軽  
微な変更等（廃止）の届出を行う事業者は、  
法で規定されているもののほか、次に掲げ  
る書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変  
更前後の役員及び出資者等の一覧表

イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書  
(履歴事項全部証明書)

ウ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の  
設置に関する計画の変更については、当  
該変更前後の内容が分かる書類

エ 使用人に該当する者がいる場合は、そ  
の使用人の権限を証する書類 (様式第2  
号)

オ 現在交付されている当市産業廃棄物処  
理施設設置許可証の写し

(略)

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（3（3）ア関係）

(略)

様式第2号

<p><u>【別記1】改正前のとおり</u></p> <p>様式第3号～第9号</p> <p>(略)</p> <p>様式第9号</p> <p><u>【別記2】改正前のとおり</u></p> <p>様式第10号</p> <p><u>【別記3】改正前のとおり</u></p>	<p><u>【別記1】改正後のとおり</u></p> <p>様式第3号～第9号</p> <p>(略)</p> <p>様式第9号</p> <p><u>【別記2】改正後のとおり</u></p> <p>様式第10号</p> <p><u>【別記3】改正後のとおり</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】  
様式第2号

改正前

証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください)

- 1 本店又は支店 (商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

職 印

改正後

様式第2号

証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください。)

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

職 印



4 計画地

実測面積  
地積

平方メートル  
平方メートル

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル	使用権原見込 (購入時期・借入の場合は承諾の有無)
				登記簿	現況		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
公有財産							

## 5 隣接地

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル
				登記簿	現況	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
公有財産						

6 資金計画

(収入)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
自 己 資 金			
借 入 金			
財 産 収 入			
不動産売払収入			
寄 付 金			
負担金及び補助金			
そ の 他			
計			



(支出)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
本 工 事 費			
直 接 工 事 費			
材 料 費			
労 務 費			
直 接 経 費			
特 許 使 用 料			
水 道 光 熱 電 力 料			
機 械 経 費			
間 接 工 事 費			
共 通 仮 設 費			
運 搬 費			
準 備 費			
仮 設 費			
事 業 損 失 防 止 施 設 費			
役 務 費			
技 術 管 理 費			
営 繕 費			
安 全 費			
現 場 管 理 費			
一 般 管 理 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 費 及 び 試 験 費			
用 地 費 及 び 補 償 費			
借 入 金			
そ の 他 経 費			
計			

## 7 構造の概要

### (1) 共通基準

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
立 札 等	
地滑り防止工及び 沈下防止工	
貯留構造物 (擁壁等)	
地表水等集排水設備	
保安距離	
崩壊防止 (切土) (盛土)	
その他の防災対策	(調整池容量 立方メートル)
基準高等の設定	
区 域 杭	

搬入路等	
消火設備	
管理棟	
覆土用土砂等置場	
埋め立て後の措置	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	施工状況
外周仕切設備	
内部仕切設備	

イ 管理型最終処分場

項目	施工状況
遮水工	

保有水等集水設備	
浸出液処理設備	
地下水の水質 観測用井戸	
発生ガス排除設備	
その他の設備	

ウ 安定型最終処分場

項 目	施 工 状 況
埋立地内の 集排水設備	
その他設備	

## 8 放流水のある場合

### (1) 放流経路

最終処分場		利水対象
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
河川 (1 級、2 級又は準用河川) 又は海域の名称		

(図面で明示してください)

### (2) 放流水の水量

立方メートル/日

## 9 維持管理の概要

### (1) 共通基準

項 目	管 理 方 法
囲い等の管理	
立札等の管理	
飛散及び流出防止	
悪臭の防止	
騒音、振動及び粉じんの防止	
防 火	
害虫等の発生防止	
地表水等集排水設備の管理	
のり 法面の保護	
基準高等の管理	
使用道路	
施設能力に見合った処理	
事故の防止	

記録及び保存	
埋立処分終了時の措置	
埋立処分終了後の維持管理	
閉鎖の措置	
跡地の利用	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	管理方法
滞留水の排除	
外周仕切設備及び内部仕切設備の管理	
地下水の水質検査	
閉鎖	
閉鎖後の管理	

イ 管理型最終処分場

項 目	管 理 方 法
滞 留 水 の 排 除	
擁 壁 等 の 管 理	
遮 水 工 の 管 理	
浸 出 液 処 理 設 備 の 管 理	
地 下 水 の 水 質 検 査	
発 生 ガ ス 排 除 設 備 の 管 理	
中 間 覆 土	

ウ 安定型最終処分場

項 目	管 理 方 法
擁 壁 等 の 管 理	
放 流 水 の 水 質 検 査	







4 計画地

実測面積  
地積

平方メートル  
平方メートル

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル	使用権原見込 (購入時期・借入の場合は承諾の有無)
				登記簿	現況		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
公有財産							

## 5 隣接地

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル
				登記簿	現況	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
公有財産						

6 資金計画

(収入)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
自 己 資 金			
借 入 金			
財 産 収 入			
不動産売払収入			
寄 付 金			
負担金及び補助金			
そ の 他			
計			

(支出)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
本 工 事 費			
直 接 工 事 費			
材 料 費			
労 務 費			
直 接 経 費			
特 許 使 用 料			
水 道 光 熱 電 力 料			
機 械 経 費			
間 接 工 事 費			
共 通 仮 設 費			
運 搬 費			
準 備 費			
仮 設 費			
事 業 損 失 防 止 施 設 費			
役 務 費			
技 術 管 理 費			
営 繕 費			
安 全 費			
現 場 管 理 費			
一 般 管 理 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 費 及 び 試 験 費			
用 地 費 及 び 補 償 費			
借 入 金			
そ の 他 経 費			
計			

## 7 構造の概要

### (1) 共通基準

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
立 札 等	
地滑り防止工及び 沈下防止工	
貯留構造物 (擁壁等)	
地表水等集排水設備	
保安距離	
崩壊防止 (切土) (盛土)	
その他の防災対策	(調整池容量 立方メートル)
基準高等の設定	
区 域 杭	

搬入路等	
消火設備	
管理棟	
覆土用土砂等置場	
埋め立て後の措置	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	施工状況
外周仕切設備	
内部仕切設備	

イ 管理型最終処分場

項目	施工状況
遮水工	



保有水等集水設備	
浸出液処理設備	
地下水の水質 観測用井戸	
発生ガス排除設備	
その他の設備	

ウ 安定型最終処分場

項 目	施 工 状 況
埋立地内の 集排水設備	
その他設備	

8 放流水のある場合

(2) 放流経路

最終処分場		利水対象
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
河川 (1 級、2 級又は準用河川) 又は海域の名称		

(図面で明示してください。)

(2) 放流水の水量

立方メートル／日

## 9 維持管理の概要

### (1) 共通基準

項 目	管 理 方 法
囲い等の管理	
立札等の管理	
飛散及び流出防止	
悪臭の防止	
騒音、振動及び粉じんの防止	
防 火	
害虫等の発生防止	
地表水等集排水設備の管理	
のり 法面の保護	
基準高等の管理	
使用道路	
施設能力に見合った処理	
事故の防止	

記録及び保存	
埋立処分終了時の措置	
埋立処分終了後の維持管理	
閉鎖の措置	
跡地の利用	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	管理方法
滞留水の排除	
外周仕切設備及び内部仕切設備の管理	
地下水の水質検査	
閉鎖	
閉鎖後の管理	

イ 管理型最終処分場

項 目	管 理 方 法
滞 留 水 の 排 除	
擁 壁 等 の 管 理	
遮 水 工 の 管 理	
浸 出 液 処 理 設 備 の 管 理	
地 下 水 の 水 質 検 査	
発 生 ガ ス 排 除 設 備 の 管 理	
中 間 覆 土	

ウ 安定型最終処分場

項 目	管 理 方 法
擁 壁 等 の 管 理	
放 流 水 の 水 質 検 査	





#### 4 計画地

地積	平方メートル	用途地域	地域
施設等	所在地	所有者住所・氏名	
処理施設			
保管施設（処理前）			
保管施設（処理後）			
事務所			

#### 5 施設の概要

##### (1) 処理施設

項目	施行状況
腐食防止	
排水処理施設	
排ガス処理設備	
床、地盤面の材質	
飛散及び流出防止	



騒音及び振動の防止	
悪臭の防止	
路温の測定	
助燃装置	
供給空気調節装置	

(2) 保管施設 (処理前)

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	

(3) 保管施設 (処理後)

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	

## 6 維持管理の概要

項 目	管 理 方 法
性状の分析及び計量	
能力以上の投入防止	
事 故 の 防 止	
定期的な点検、 機能検査及び清掃等	
飛散及び流出防止	
悪 臭 の 防 止	
害虫等の発生防止	
騒音及び振動の発生防止	
防 火	
放流水、ばい煙、 <u>PH</u> 等の定期的な検査	
記 録 及 び 保 存	

## 7 事前手続の状況

年 月 日 完了

8 関係法令の規定による許可等の状況

法 令 名	許 可 等 の 内 容	許 可 等 の 年 月 日

9 資金計画

(1) 施設設置に要する費用

(2) 調達方法



#### 4 計画地

地積	平方メートル	用途地域	地域
施設等	所在地	所有者住所・氏名	
処理施設			
保管施設（処理前）			
保管施設（処理後）			
事務所			

#### 5 施設の概要

##### (1) 処理施設

項目	施行状況
腐食防止	
排水処理施設	
排ガス処理設備	
床、地盤面の材質	
飛散及び流出防止	

騒音及び振動の防止	
悪臭の防止	
路温の測定	
助燃装置	
供給空気調節装置	

(2) 保管施設 (処理前)

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	

(3) 保管施設 (処理後)

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	



## 6 維持管理の概要

項 目	管 理 方 法
性状の分析及び計量	
能力以上の投入防止	
事 故 の 防 止	
定期的な点検、 機能検査及び清掃等	
飛散及び流出防止	
悪 臭 の 防 止	
害虫等の発生防止	
騒音及び振動の発生防止	
防 火	
放流水、ばい煙、 <u>pH</u> 等の定期的な検査	
記 録 及 び 保 存	

## 7 事前手続の状況

年 月 日 完了

8 関係法令の規定による許可等の状況

法 令 名	許 可 等 の 内 容	許 可 等 の 年 月 日

9 資金計画

(1) 施設設置に要する費用

(2) 調達方法

